(平成27年10月1日作成)

法 令 名	学校施設の確保に関する政令
根 拠 条 項	第4条
処分の概要	学校施設の返還命令
法令の定め	管理者は、学校教育上支障があると認めるときは、学校施設の占有者に対してその学校施設の全部又は一部の返還を命ずることができる。但し、前条第一項第一号に該当する場合及び他の学校が学校教育の目的に使用する場合は、この限りでない。
	(参考) 第3条 学校施設は、学校が学校教育の目的に使用する場合を除く外、使用してはならない。但し、左の各号の一に該当する場合は、この限りでない。 - 法律又は法律に基く命令の規定に基いて使用する場合 二 管理者又は学校の長の同意を得て使用する場合 2 管理者又は学校の長は、前項第二号の同意を与えるには、他の法令の規定に従わなければならない。
処 分 基 準	 ○教育財産規則施行規程(昭和47年4月1日教育委員会教育長訓令第5号) 教育財産使用許可書(別記第9号様式その1) (使用許可の取り消し又は変更) 8 教育長(部局長)は次の各号のいずれかに該当するときは、使用許可を取り消し、又は変更することができる。 ア 使用者が許可の条件に違反したとき。 イ 道において公用又は公共用に供するため使用許可物件を必要とするとき。
処分担当課	各教育局
問い合わせ先	教育庁総務政策局施設課施設企画係(電話:011-231-4111 (内線35-488))
備考	(公表アドレス http://www.dokyoi.pref.hokkaido.lg.jp/hk/gst/syobun2.htm)